

○宮崎大学国際連携推進会議規程

平成18年3月23日  
制 定

改正 平成19年11月13日 平成20年3月11日  
平成21年3月23日 平成21年3月26日  
平成21年5月20日 平成22年6月24日  
平成22年9月22日 平成24年3月22日  
平成24年3月29日 平成24年10月31日  
平成25年3月29日 平成26年3月27日  
平成28年3月25日

(趣旨)

第1条 この規程は、宮崎大学国際連携センター規則第14条第2項の規定に基づき、宮崎大学国際連携推進会議（以下「推進会議」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定める。

(審議事項)

第2条 推進会議は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 宮崎大学（以下「本学」という。）の学術研究及び教育の国際連携に関する事項
- (2) 学生及び研究者等の受入れ・派遣に関する事項
- (3) 外国人留学生及び外国人研究者等に対する日本語教育並びに生活・就学上の支援に関する事項
- (4) 外国人留学生の奨学金等の選考に関する事項
- (5) 本学の開発途上国等に対する国際協力に関する事項
- (6) 国際連携センター（以下「センター」という。）の運営に関する事項
- (7) センターの中期目標・計画及び評価に関する事項
- (8) その他推進会議が必要と認める事項

(組織)

第3条 推進会議は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 副学長（研究・企画担当）
- (2) 副学長（教育・学生担当）
- (3) 副学長（国際連携担当）
- (4) 国際連携センター長
- (5) 国際連携副センター長
- (6) 部門長
- (7) 国際連携センター専任教員
- (8) 教育学部、医学部、農学部、地域資源創成学部及び工学教育研究部国際交流関係委員長
- (9) 医学獣医学総合研究科委員会委員 1人
- (10) 農学工学総合研究科委員会委員 1人
- (11) 学生支援部長
- (12) 研究国際部長
- (13) その他推進会議が必要と認める教員

(委員長及び副委員長)

第4条 推進会議に委員長及び副委員長を置き、委員長は第3条第3号の委員をもって充て、副委員長は、第3条第2号の委員をもって充てる。

- 2 委員長は会議を招集し、その議長となる。
- 3 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代行する。

(議事)

第5条 推進会議は、委員の半数以上の出席により成立する。

- 2 議事は出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(委員以外の出席)

第6条 推進会議が必要と認めたときは、委員以外の者を委員会に出席させることができる。

(専門委員会)

第7条 推進会議は、必要に応じて専門委員会を置くことができる。

2 専門委員会に関し必要な事項は、別に定める。

(事務)

第8条 推進会議の事務は、研究国際部国際連携課において処理する。

(雑則)

第9条 この規程に定めるもののほか、推進会議の議事及び運営に関し必要な事項は、推進会議が定める。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年11月13日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年3月11日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

1 この規程は、平成21年4月1日から施行する。

2 宮崎大学学生国際交流専門委員会要項（平成18年5月9日制定）は、廃止する。

附 則

この規程は、平成21年5月20日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年7月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年3月22日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年10月31日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。